井上　有朋　植村　武次
河合　興徳　酒井　薫
（岡山県鏡野町議会議員）
東　孝助　藤野　和夫
宮澤　貢　渡部かほり

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する

従七位に叙する（以上八月八日）

従四位に叙する

正五位に叙する

金城　秀吉

従五位に叙する（各通）

垣田　忠男　中谷　幸子
水沼　修司　森本　迪子

正六位に叙する（各通）

大竹貴一朗
芹川　賢慈

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する

宮崎　修司

従七位に叙する（各通）（以上八月九日）

岡本　好司

従五位に叙する

工藤　駒夫

正七位に叙する（以上八月十日）

石井　健兒

従四位に叙する

鈴木　一男

従五位に叙する

國分　新吾

正六位に叙する

伊藤　正夫

従六位に叙する（各通）（以上八月十一日）

中岡　拓郎
平井　義久
占部　龍一
中島　純孝
長石　幸男
本田　忍
長谷部忠明
長谷川照熹
宮本　芳孝
内海　浩
佐藤　勇夫
中山　都義
住友　清
間瀬　幸則
戸崎　清充
米林　久男
岡本　好司
工藤　駒夫
石井　健兒
鈴木　一男
國分　新吾
中岡　拓郎
平井　義久
佐藤　光夫

正六位に叙する

高橋　由樹

従六位に叙する

岸本　清　谷島　武夫

正七位に叙する（各通）（以上八月十二日）

石井　万吉

旭日双光章を授ける

太田　宏　籠谷　義則
島田　節男　松井　捷治

旭日単光章を授ける（各通）（以上八月六日）

長石　幸男

旭日双光章を授ける（八月八日）

小倉　暁
野口　仁史　山下　碩樹

瑞宝双光章を授ける（各通）

今村　晃

瑞宝単光章を授ける（以上八月六日）

（京都大学名誉教授）
野田　章

瑞宝中綬章を授ける

坂下　勇一
森永　國光

瑞宝双光章を授ける（各通）

柳迫幸三郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月七日）

原田　尚之

瑞宝小綬章を授ける

草野　洋
渡部かほり

瑞宝双光章を授ける（各通）

長谷川照熹

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月八日）

宮本　芳孝

瑞宝小綬章を授ける（各通）

水沼　修司

瑞宝双光章を授ける（各通）

問瀬　幸則

瑞宝単光章を授ける（以上八月九日）

中岡　拓郎

瑞宝双光章を授ける（八月十一日）

高橋　由樹

瑞宝単光章を授ける（各通）（八月十二日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月十日午後六時御出門、「版画家レンブラント　挑戦、継承、インパクト」を御覧のため、国立西洋美術館（台東区）へ行幸啓、午後八時四十八分還幸啓になった。

御見舞電報

天皇陛下は、ネパールの中華人民共和国の国境付近で発生した洪水及び土石流被害につき、九月九日ネパール大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。

天皇陛下は、ネパールと中華人民共和国の国境付近で発生した洪水及び土石流被害につき、九月九日中華人民共和国主席閣下へ御見舞電報を発せられた。

官庁報告

官庁事項

気仙沼地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条の３第５項の規定に基づき、次のとおり気仙沼地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

令和８年９月16日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のとおり」は省略し、気仙沼地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課、宮城県庁及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福島県最低賃金（昭和55年福島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月16日

福島労働局長　岡田　直樹

第４号中「１時間1,033円」を「１時間1,094円」に改める。

厚生労働省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく厚生労働省の国民の保護に関する計画（以下「厚生労働省国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

令和８年９月16日

厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第４章第５節１中「厚生労働省社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部及び老健局その他の関係部局は、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを指導することを含め、上記対策全般について、被災都道府県等の支援を行う。」の次に「また、避難住民等のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者その他の者に対する避難生活上の支援、福祉避難所の設置等の福祉サービスの提供が都道府県において確保されるよう、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、関係業界団体の協力を得る等の必要な支援を行うものとする。」を加える。

法務省告示第四十四号

群馬県北群馬郡榛東村役場保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十月十六日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出るものとする。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示するものとする。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、榛東村役場又は前橋地方法務局に照会するとよい。

令和八年九月十六日　法務大臣　平口　洋

群馬県北群馬郡榛東村大字山子田千二百一番地

吉川重治郎